

白河市監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により、平成 27 年度
財政援助団体等に対する監査を行ったので、同条第 9 項及び白河市監査委員条例第 8
条第 1 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 27 年 8 月 12 日

白河市監査委員 有 賀 秀 晴

平成 27 年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査。

2 監査の期間

平成 27 年 6 月 10 日 ～ 平成 27 年 8 月 6 日

3 監査の対象

白河州市長公室及び総務部等の所管部局が平成 26 年度に財政援助等を行った団体等。

4 監査の方法

- (1) 補助金の交付額が 10 万円以上のものを抽出（8 件）し、あらかじめ担当所管課から、補助金等の交付に関する関係書類と資料等の提出を求め、事務手続きが適正に行われているかどうかなどについて、調査・照合するとともに、必要に応じて関係職員の出席を求め、説明を聴き取る等の手法により実施した。
- (2) 補助金を受けた団体の中から抽出（1 件）して、あらかじめ担当所管課及び当該財政援助団体から、補助金に係る出納その他の事務の執行について、関係書類と資料等の提出を求め、補助金が適正に執行されているかどうか、会計経理の内容が適正であるかどうかなどについて、調査・照合するとともに、必要に応じて関係職員の出席を求め、説明を聴き取る等の手法により実施した。
- (3) 公の施設の指定管理者の中から抽出（1 件）して、あらかじめ担当所管課から、公の施設の指定管理者に係る出納その他の事務の執行について、関係書類と資料等の提出を求め、事務処理全般の内容が適正であるかなどについて、調査・照合するとともに、必要に応じて関係職員の出席を求め、説明を聴き取る等の手法により実施した。

5 監査の結果

今回、監査対象となったものについては、おおむね適正であると認められた。

なお、事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、文書及び口頭で措置を促した。

財政援助団体等に対する監査の対象

○財政援助団体 (所管部局関係)

No.	補助金等の名称	団体等の名称	H26交付額	担当課
1	東京しらかわ会補助金	東京しらかわ会	160,000	企画政策課
2	白河市国際交流協会補助金	白河市国際交流協会	2,670,000	〃
3	白河市統計調査員協議会補助金	白河市統計調査員協議会	113,000	〃
4	電波遮へい対策事業費等補助金	大北向共聴組合	7,848,000	〃 (繰越明許費)
5	東京おもてごう会補助金	東京おもてごう会	100,000	表郷庁舎
6	東京たいしん会補助金	東京たいしん会	100,000	大信庁舎
7	地域支援補助金 (大屋財産区特会)	西樋町内会	1,935,089	〃
8	白河ひがし同郷会補助金	白河ひがし同郷会	100,000	東庁舎

○財政援助団体 (団体関係) ※交付額100万円以上 任意抽出分

No.	補助金等の名称	団体等の名称	H26交付額	担当課
1	白河市国際交流協会補助金	白河市国際交流協会	2,670,000	企画政策課

○公の施設の指定管理者 (所管部局関係)

No.	公の施設の名称	指定管理者の名称	H26負担金	担当課
1	白河ゴルフ倶楽部	NPO法人 白河ゴルフ倶楽部	12,838,000	大信庁舎